

松山東雲女子大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

松山東雲女子大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、松山東雲女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学はキリスト教精神により教育を行い、目的を「高い人格と豊かな教養及び国際性を備え、公共の福祉と文化の向上に貢献できる女性を育成する」と明記し具体的である。

これらは「キャンパス・ガイド」、大学案内及びホームページ等により学内外に周知を図っている。大学の使命・目的及び教育目的は中長期計画及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されており、大学の教育研究組織はこれと整合性がある。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーに基づき、学生受入れについて工夫があり入学定員確保への努力が行われている。教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーを策定し、教育課程は体系的に編成されている。「PBL 研修 I」を必修科目とするなど、課題解決型学修を重視した特色ある教育課程を編成している。単位認定、進級及び卒業認定の基準については、学則等諸規則で適正に定め、基準に基づいて行われている。

学生指導は教員によるアドバイザー制、カウンセリングルーム等の体制があり、学修支援や退学予防の指導において成果が出ている。また、キャリア形成について体系的な教育を実施し、キャリア支援についても就職・進学に対する相談・助言を行う体制を整備している。教員の配置は適切であり、教職員の資質向上のためのFD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動は毎年継続的に実施している。校地、校舎、設備等の教育環境は大学設置基準を満たしている。校舎については、改修工事が予定されており、耐震化、バリアフリー化に取り組んでいる。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為、「学校法人松山東雲学園事務組織規程」等の必要な規則を整備し、誠実性のある運営が行われている。教育情報・財務情報は学内外に適切に公表している。また、理事会では寄附行為にのっとった審議決定が行われている。理事会を支える組織として「経営企画委員会」があり、法人の使命・目的の達成に向けての戦略的意思決定が図れるよう体制を整備している。

学長の権限と責任は明確であり、適切なリーダーシップが発揮できる組織体制となっている。管理運営に関しては、管理部門と教学部門との連携が図られ、円滑な意思決定が行われている。

監事は理事、評議員の職務遂行をチェックし、ガバナンス確保に努めている。中長期計

画及び財務計画に基づいた事業計画及び予算が作成され、適切な財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。学校法人会計基準に準拠した各種規則が整備され、会計処理は適正に行われている。決算及び予算の手続きも、理事会及び評議員会において適正に実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的を達成するため、自主的・自律的な自己点検・評価を行うことと認証評価機関による評価を受けることを学則に明記し、取組んでいる。

自己点検・評価実行委員会は7年周期で報告書を作成し問題点の解決、改善・向上方策の実施を行っている。大学は各種アンケート等を行い、調査・データの収集と分析を行い改善向上に努めている。また、「IR 推進委員会」を設置し一元的なデータ収集・分析の体制を整備し、教育研究及び大学運営の改善のための努力が行われている。

自己点検・評価については、実施体制が整えられており、自己点検・評価活動が実施されている。

総じて、大学は建学の精神に基づく使命・目的を達成するための教育を確実に実践している。学修と教育に関してはアドバイザー制度を中心にしながら、学生一人ひとりを大切にするための取組みが行われている。経営・管理と財務については、中長期計画を策定し業務改善と財務改善の取組みが行われている。自己点検・評価も体制を整備し行っている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「信仰、希望、愛」で表されるキリスト教精神であり、「神を畏れ、神による希望に生き、神と隣人を愛する自立した女性を育成する教育を目指す」と明確である。

大学の使命・目的は、建学の精神を受け「キリスト教精神により、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行う事を目的とする」と具体的である。

学則には、「キリスト教精神に基づく、高い人格と豊かな教養及び国際性を備え、公共の

福祉と文化の向上に貢献できる女性を育成する」と、大学の使命・目的を簡潔で分かりやすく明示している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、キリスト教主義教育を行うと目的が明確で個性的である。「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」を全学必修科目とし、建学の精神の理解を深める工夫がある。

自立した女性を育成することを目的として「自由な発想に基づく創造性、自主性、自立心を磨き、新しい時代に必要とされる力を育てること、いかなる環境でも学び続ける志を持ちしなやかに未来へ歩む女性を世の中へ羽ばたかせること」を目標として掲げ、個性と特色を明示している。大学は教育基本法、学校教育法、大学設置基準等を遵守し、法令に適合している。

大学は建学の精神を堅持し、社会環境や大学教育に対する期待、教育的ニーズなどの変化に対応するため、学科・教育課程の再編、体験型学修・能動的学修の積極的導入等を行い、常に見直しを進めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的を達成するために、「新任教職員オリエンテーション」「非常勤講師懇談会」など各種の研修会を実施し、教職員の理解と協力を得るための取組みを積極的に行っている。また、使命・目的及び教育目的についての学内外への周知は、大学案内やホームページなどにより積極的に行っている。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織は、大学と併設の短期大学との関連や、その他施設との整合性がある。全学教職員参加による「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学中長期計画」を策定し、具体化したビジョンとミッションによる改革を

進めている。また、使命・目的及び教育目的を反映させた三つの方針を定めており適切である。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学及び募集単位である 2 専攻のアドミッションポリシーを明確に策定し、学生募集要項、ホームページ、大学案内、入学者選抜説明会、オープンキャンパスなどで周知している。

入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法として、推薦入試（指定校推薦、公募制推薦、スポーツ推薦、生徒会活動推薦）、一般入試、大学入試センター試験利用入試、特別選抜（社会人・帰国生）入試、AO 入試、外国人留学生選抜入試、編入学入試を行っている。

入学定員にほぼ沿った学生受入れ数を維持しているが、入学定員充足を緊急課題と位置付け、「ナイトオープンキャンパス」の実施、受験機会の増設、高校との信頼関係構築のための「学生名鑑」の作成など、改善・向上方策を実施する取組みが続けられている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、カリキュラムポリシーを明確に策定しており、これに基づいて教育課程を体系的に編成している。履修系統図の改善を行い、ナンバリングについて取組みが計画されている。

基盤科目は内容に工夫があり、専門教育科目の配置についても教育効果を考えた配置になっている。また、「PBL 研修 I」を必修科目とするなど、課題解決型学修を重視した特

色ある教育課程を編成している。e ポートフォリオを導入し、学生とアドバイザーが情報共有することにより学修成果の振返りを促進している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務部会に教員と職員が参画し、教員と職員との協働による学修支援及び授業支援が行われている。教員による「アドバイザー制」を置き、手引書を作成するなど制度の実働を図り、きめ細かな学修支援と指導ができるようにしている。また、毎学期の成績通知がアドバイザーから直接学生に行われ、必要な助言が行われている。

「授業評価アンケート」などの各種アンケートや、学長と学生の面談により、学生への学修及び授業支援に対する学生の意見をくみ上げる仕組みを整備している。アドバイザー、学生支援部、カウンセリングルーム等、退学を未然に防ぐための相談や支援の体制があり、早期発見、早期指導が行われ一定の成果を挙げている。

「キャンパスガイド(保護者版)」により、保護者に対して履修に関する必要事項の周知を図るなど保護者との連携を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーを策定し、履修要覧やホームページに明示している。単位認定、進級及び卒業認定の基準については、学則等諸規則で適正に定められている。「卒業研究」を必修とし、卒業研究の進捗を管理して提出を義務付け、ディプロマポリシーに沿って卒業の認定を行っている。

他大学等や大学以外の教育機関で修得した単位及び入学前に修得した単位は、60 単位を超えない範囲で厳正に認定する体制を整えている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程において、基盤科目 E 群「ライフデザイン」の中にキャリア教育に関する科目を開設し、キャリア形成について体系的な教育を実施している。また、インターンシップ研修の取組み、PBL(Problem Based Learning)の積極的な導入等、教育課程内外で、就職先との連携をとり、学生が学ぶ体制を構築している。

キャリア支援課において就職・進学に対する相談・助言を行う体制を構築し、職員の増員や外部コンサルタントの活用により一定の成果が出ている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

GPA(Grade Point Average)制度の導入による成績不振の学生に対する指導や、e ポートフォリオの活用を行っており、「卒業生に対する大学教育に関するアンケート」「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」等で教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発に積極的に取り組んでいる。

「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」の結果を分析し、フィードバックしており、各種調査等をもとに教授会や成績判定会議において報告し、教員による問題点の共有がなされている。

成績認定状況、資格取得状況、進路決定状況等の情報を共有し、改善が行われている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援のための組織として学生支援部が設置され、学生支援部を中心に学生の主体的活動（学生会、クラブ）等の支援がなされている。

学生の心身の健康に関する支援として、保健室利用、カウンセリングルーム利用、経済的支援、学生の課外活動の支援、社会人学生への支援が行われている。

医師や助産師による相談日の設置、カウンセリングルームの充実などにより、学生の心

身の健康について適切な対応が行われている。

学生サービス、厚生補導等を統括する組織として、教員と職員で組織された学生支援部を設置して、支援が行われている。

大学独自の奨学金制度や特待生制度により、学生の経済的支援が実施されている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員の確保と配置は、大学設置基準上必要な人員を満たしており、専任教員の採用・昇任に関しては、「松山東雲女子大学教員任用規程」「松山東雲女子大学任用資格審査細則」等の規則に基づいて適正に行われ、専任教員の採用については全て公募で行われている。FD・SD 活動は、毎年継続的に実施されている。教養教育実施のための体制の整備は、教務部を中心として検討され「基盤科目」等が配置されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、設備等の教育環境は大学設置基準を満たしており適切である。教育施設もアクティブ・ラーニング専用の教室を作るなど、教育目的を達成するために改善されている。

現在バリアフリー対策が一部行われており、今後、校舎等の耐震改修工事に併せて漸次バリアフリー化を推進する計画が作られている。

開講科目は少人数で実施しており、授業を行う学生数は適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律と誠実性の維持は、寄附行為をはじめ、教育基本法、学校教育法等に適合するように規則等の整備を行い、法令の遵守に努めている。中長期計画のもと PDCA サイクルによる進捗管理が行われ、使命・目的の実現に向けて継続的な取り組みが見られる。

環境保全では学内外の清掃ボランティア活動などの取り組みが行われている。人権に対しては、人権に関する各種規則等の整備や相談窓口を設けるなど適切に対応している。また、防火訓練・避難訓練等、安全に対する取り組みも行われている。

業務報告、決算書、財産目録及び監査報告書等、教育情報等の必要な情報を適切にホームページ等で公表し、情報公開に努めている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は寄附行為により、法人の最高意思決定機関と位置付けられている。理事、監事及び評議員は寄附行為にのっとり選任され、私立学校法及び寄附行為にのっとり審議・決定が行われている。理事会は少人数で必要に応じて開催できる体制があり、機動的で意思決定が適切に行われている。

また、理事会を支える組織として「経営企画委員会」を設置し、法人の使命・目的の達成に向けての戦略的意思決定が図れるよう体制を整備している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定組織として、「松山東雲女子大学運営委員会規程」により「運営委員会」が設置され、大学全般の重要事項や学長の諮問に応じて教授会への提案事項を審議している。

また、学科会議は学長、教授会の諮問事項、学科として学長又は教授会に建議することなどを審議しており、構成員の意見が尊重され意思決定が行われている。

学長の権限と責任を規則で明確に定め、適切なリーダーシップが発揮できる組織体制になっている。

学長は「経営企画委員会」等で法人レベルの情報交換を行い、意思統一を図り円滑な業務遂行を行っている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

管理運営に関しては理事長・学長・事務局長の定期的な協議が行われ、管理部門と教学部門との連携が図られている。また、各管理運営機関及び各部門間のコミュニケーションと調整を図るために、「経営企画委員会」を設置し、円滑な意思決定に努めている。

監事は理事会・評議員会に毎回出席し理事、評議員の職務遂行をチェックし適切に職務を遂行している。会計監査に加え、公認会計士から法人の財務状況について確認し、理事長に対し意見を具申するなどガバナンス確保に努めている。

学長は大学と短期大学の学長を兼務し、教授会、「運営委員会」等の会議を運営するとともに、学科会議や専攻会議より意見をくみ上げており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人組織として理事会、「学内理事会」及び「経営企画委員会」を設置し、大学組織として教授会、「学科長・専攻主任会」「運営委員会」等があり、教職協働体制及び職員の適切な配置による業務執行の効果的な執行体制が確保されている。

法人、各学校及び事務局は、各々策定した中長期計画について、PDCA サイクルによる進捗管理を行い、「経営企画委員会」による確認後、理事会に報告されており、業務執行の管理体制が構築されている。

職員の資質・能力向上については、「松山東雲学園職員研修規程」に基づき、学内研修及び学外研修が行われ、向上の機会が用意されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期計画及び6年間の財務計画を理事会で議決し、中長期計画及び財務計画に基づく目標達成のための事業計画及び予算が毎年度作成されている。予算編成方針としては、経常収支差額の黒字化を必達目標としている。中長期財務計画において、経常収支差額は黒字化の見込みであり、適切な財務運営が行われている。過年度における帰属収支差額や内部留保に大きな問題はない。入学生確保の年次目標計画、補助金の継続的獲得、人件費の削減、光熱水費等経費削減などの「経営改善における数値目標」は現段階で達成している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に準拠した「学校法人松山東雲学園経理規程」「学校法人松山東雲学園固定資産及び物品調達規程」など各種規則が整備されており、会計処理は適正に処理されている。理事会及び評議員会における決算及び予算の手続きは、適正に実施されている。独立監査法人による外部監査、「学校法人松山東雲学園業務監査規程」による内部監査及び

監事による学校法人の業務と財産状況監査の「三様監査体制」が整備され、厳正かつ適正に実施されており、会計処理は適正である。監事は独立監査人から財務状況の事情聴取を行い、両者の連携が図られている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行うことと認証評価機関による評価を受けることを学則に明記している。学則に基づいた「松山東雲女子大学 自己点検・評価実行委員会規程」によって、自己点検・評価実行委員会が設置され、当委員会により大学全体の自己点検・評価活動を実施する体制が整えられている。同時に別体制で全学科・専攻、執行部、委員会等において、「業務実施計画」及び「業務実施報告」が毎年度作成され、日常的・恒常的な自己点検・評価活動が実施されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は規則、議事録、報告書等さまざまな確認資料に基づいて、客観的に行われている。学内の各部署等において、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析が行われている。「IR 推進委員会」を設置し、一元的なデータ収集・分析の体制を整備出来るよう取組んでいる。

学則に基づく自己点検・評価活動については、自己点検・評価の結果を報告書にまとめ、学内に配付や他大学へ送付し公表している。平成 21(2009)年版はホームページ掲載により

社会へ公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価及び認証評価の結果を大学運営の改善・向上につなげる仕組みとして、自己点検・評価実行委員会が PDCA サイクルの中核として構成され、問題点の解決、改善・向上方策の実施を組織的に行っている。

日常的・恒常的な取組みは、各部署による「業務実施計画」及び「業務実施報告」の作成を通し、課題や問題点を整理し、到達目標を定め、PDCA サイクルによる改善を進めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 地域に開かれた大学

- A-1-① 建学の精神の地域社会への発信
- A-1-② 教育研究領域にかかわる地域社会への発信
- A-1-③ 地域社会に開かれた空間づくり

A-2 教育活動における地域社会との連携

- A-2-① 自治体との連携の教育的活用
- A-2-② 企業との連携の教育的活用
- A-2-③ 他大学との連携の教育的活用

【概評】

建学の精神を地域社会に発信するために、チャペルアワー、クリスマス行事などの地域住民への開放、キリスト教精神に基づいた学術講演会・演奏会等の開催、キリスト教センターによるボランティア活動等を実施し地域住民から親しまれている点は評価できる。

大学の知の分野での地域開放は、「エクステンションセンター」を開設し、併設の短期大学の協力も得ながら、「公開授業」「社会人講座」「幼児教育講演会」「東雲夏の保育ゼミナール」等を積極的に実施しており、地域社会への発信として高く評価できる。

学内施設を地域住民の諸活動に活用できるように配慮しており、中庭、生協食堂（ピアホール）等、憩いの広場として住民に利用され、地域社会からも評価されている。

地域社会に開かれた空間づくりのための学内施設の整備や、子育てひろば「たんぽぽ」

による地域子育て支援事業参画など、特色ある地域連携を展開している点は評価できる。

自治体との連携による教育的活用は、愛媛県中予地方局と「連携包括協定」、松山市と「連携協定」及び「まつやま笑顔の子育て応援連携協定」を締結し、積極的に展開している。

愛媛県中予地方局との協定では、久万高原町の地域活性化プロジェクトチームとの連携により授業科目を開講し、地域との連携を図っており、教員と学生が深く関わっている点は高く評価できる。

企業との連携の教育的活用は、愛媛銀行との連携協力協定に基づいて、基盤科目「キャリア論」を寄附講座として開講し、企業人の講師を招き、産学協同の実践が着実に展開されている。

他大学との連携の教育的活用も積極的に推進し、「大学コンソーシアムえひめ」への参加、愛媛大学等との単位互換制度等他大学との連携を深めている。